

無期転換回避の雇止めの失業給付

【質問】

平成25年4月1日から1年契約で更新を繰り返してきました。採用時には更新上限はありませんでしたが2回目の契約から上限が通算契約期間5年までと決まり今月末で退職予定です。このような理由で退職した場合、失業給付の日数はどうなりますか。

【答え】

雇用保険の失業給付日数は離職理由、離職の日の年齢および雇用された期間等により決まります。有期労働契約の契約期間満了による退職の場合の失業給付所定給付日数は一般の離職者と同じです。しかし、有期雇用労働者の離職理由の取扱いが変わり、平成30年2月5日以降に契約更新上限がある有期労働契約の契約更新上限が到来したことにより離職した場合で、次の①～③のいずれかに該当する場合、特定受給資格者または特定理由離職者に該当することがあります。

- ① 採用当初はなかった契約更新上限がその後追加された方、又は不更新条項が追加された方
- ② 採用当初の契約更新上限が、その後引き下げられた方
- ③ 基準日（改正労働契約法の公布日：平成24年8月10日）以後に締結された4年6か月以上5年以下の契約更新上限が到来したことにより離職された方（定年後の再雇用に関し定められた雇用期限の到来は除く）。ただし、基準日前から、同一事業所の有期雇用労働者に対して、一様に4年6か月以上5年以下の契約更新上限が設定されていた場合を除く。

ご相談者の場合は、採用時になかった契約更新上限が更新2回目以降に設けられたので①に該当するのではないかと思います。該当する場合には、会社が離職票を記載する際にその旨を適切に記載しないといけませんので、会社から離職票が届いたら離職理由欄の最下部の「具体的事情記載欄(事業主用)」に上記の①～③に該当する旨の記載があるかを確認してください。きちんとした記載がない場合は、採用当初の雇用契約書と最終更新時の雇用契約書などの事情がわかる書類を持参してハローワークに相談しましょう。

【参考】離職理由と失業給付日数

表1 一般の離職者

被保険者であった期間 離職時の年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	120日	150日

表2 特定受給資格者又は特定理由離職者に該当する方

被保険者であった期間 離職時の年齢	6か月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	-
30歳以上 35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日

【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 契約更新上限が到来して離職する場合、特定受給資格者又は特定理由離職者に該当する可能性があるため、離職票を確認しハローワークに相談しましょう。